

各所属所長 殿

一般財団法人宮城県教職員互助会理事長
(公印省略)

人事異動に伴う教職員互助会の諸手続きについて（通知）

このことについて、下記のとおり取り扱いますので、会員及び職員に周知願います。

記

1 会員資格

会員になることができる者は次のとおりです。

- (1) 公立学校共済組合宮城支部の組合員
- (2) 互助会事務局の職員
- (3) 理事長が指定した団体の役員及び職員

次に該当する方は、互助会には加入できません。

- ① 宮城県職員互助会（知事部局）の会員
- ② 非常勤職員又は短時間勤務の職員
- ③ 臨時的任用職員又は会計年度任用職員で任用期間が6月未満の者
- ④ 自己都合により脱会した者

2 加入手続き

加入手続きは次のとおりです。

区 分		条 件 等	提 出 書 類
新 規 採 用 者 (一 般 会 員)		新たに公立学校共済組合員等の資格を取得し、互助会に加入するとき	入会申込書(様式1) ※ 臨時的任用職員(常勤)又は会計年度任用職員(常勤)は、辞令の写しを添付し、1月以内に提出すること。
暫定再任用職員(常勤)		互助会に加入していない者が、新たに暫定再任用職員(常勤)となり、公立学校共済組合員の資格を取得し、互助会に加入するとき(定年前再任用短時間勤務職員は加入できません)	
※ 臨時的任用職員(常勤) 会計年度任用職員(常勤)		公立学校共済組合員の資格を取得し、互助会に加入するとき(任用期間が6月未満の者や、短時間勤務の職員は加入できません)	
転入者	他 支 部 か ら	公立学校共済組合の他支部から転入し、互助会に加入するとき (宮城県以外の都道府県の公立学校からの転入者)	
	他 共 済 か ら	公立学校共済組合以外の他共済から転入し、互助会に加入するとき (国・県・市町村等の共済組合からの転入者)	
【加入手続きの留意事項】			
○入会申込書の提出期限		⇒ 公立学校共済組合の組合員等となった日から <u>3月以内</u> 。 臨時的任用職員又は会計年度任用職員の場合は <u>1月以内</u> 。	
○臨時的任用職員(常勤)等が互助会に加入する場合		⇒ <u>1つの辞令で任用期間が6月以上あることが必要です。</u>	

3 退会手続き

退会手続きは次のとおりです。

区 分		条 件 等	提 出 書 類
退職者	退職者	在会期間3年以上で、退職するとき。	退会費別金請求書 ※ 在会期間が3年以上あること。
	暫定再任用職員(常勤)	在会期間3年以上で、任期が満了するとき。	
転出者	他支部へ	公立学校共済組合の他支部へ転出するとき (宮城県以外の都道府県の公立学校への転出者)	
	他共済へ	公立学校共済組合以外の他共済へ転出するとき (国・県・市町村等の共済組合への転出者) ※ 他共済へ転出する方で、継続会員を希望する方は、6の手続きを参照してください。	

※ 詳細は、令和7年1月28日付け一財官教互第96号で通知した「退職に伴う退会費別金の請求手続きについて」を参照してください。また、同通知によって、既に請求書を提出している方は、改めて提出する必要はありません。

(注) 宮城県と仙台市間の異動の取扱い

公立学校共済組合員の資格を喪失せずに、宮城県及び仙台市間で異動があった場合は、給与負担区分が変更(県費職員⇄仙台市費職員)される取扱いで会員資格は継続するため、「退会費別金請求書」を提出する必要はありません。

4 会員資格の取扱い(令和5年4月1日以降の退職者)

退職した日の翌日から引き続き臨時的任用職員(常勤)や暫定再任用職員(常勤)等になった場合は、下記のとおり会員資格は喪失することなく継続することになります。

H30.4.1加入	R7.3.31退職、R7.4.1任用(退会しない)	任期満了
一般会員(会員期間7年)		臨時的任用職員(常勤)等(会員期間継続)
給付なし		退会費別金

5 既加入者で会員区分に変更がある場合の手続き

既加入者で会員区分に変更がある場合の手続きは、次のとおりです。

区分	会員区分の主な変更事例		会員資格	提出書類
	異動前(R7.3.31まで)	異動後(R7.4.1から)		
①	一般会員	暫定再任用職員(常勤)	継続	会員異動報告書
②	〃	臨時的任用職員(常勤) 会計年度任用職員(常勤)	継続	会員異動報告書 (辞令の写しを添付)
③	暫定再任用職員(常勤)	暫定再任用職員(常勤)	継続	(手続き不要)
④	〃	臨時的任用職員(常勤) 会計年度任用職員(常勤)	継続	会員異動報告書 (辞令の写しを添付)
⑤	臨時的任用職員(常勤) 会計年度任用職員(常勤)	一般会員	継続	会員異動報告書
⑥	〃	暫定再任用職員(常勤)	継続	会員異動報告書

※ 臨時的任用職員(常勤)へ異動する場合は、任用期間が6月以上あることが必要です

6 継続会員に係る手続き

他共済へ転出する方で、引き続き互助会への加入を希望し、継続会員となる場合の手続きは次のとおりです。

区 分	条 件 等	提 出 書 類
継 続 会 員	国立大学法人、独立行政法人、県内の市町村等教育委員会及び本県の知事部局等へ転出した者で、本人の申出により、引き続き互助会への加入を希望するとき。	継続会員申出書 ※ 転出先の辞令の写しを後日提出すること。
【事務手続きの留意事項】 <u>これまで、事務職員等が行っていた諸手続きをご自身で行うことになります。</u> ① 掛金（団体保険料）…… 毎月給料日までに振込通知書で納入する。 ② 掛金関係の報告 …… 4月に「掛金台帳」を提出。昇給等で掛金額に変更があった場合は、その都度「掛金額変更報告書」を提出する。 ③ 各種給付金の請求 …… 福利課HPから請求書等をダウンロード・作成し、証明書類等を添付し提出する。		

7 提出書類

提出書類は、別添の様式をコピーして使用するか又は福利課ホームページから様式をダウンロードして使用し、所属所控えとして写しを保管してください。

福利課ホームページ (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hukuri/>)

※ トップページ下部から「ダウンロードして使用できる様式一覧 一般財団法人宮城県教職員互助会編」を参照してください。

8 提出先及び提出期限

該 当 所 属 所	提 出 先	提 出 期 限
各教育事務所管内の幼稚園・小学校・中学校	各 支 部 (教 育 事 務 所)	<u>令和7年4月4日(金)</u>
仙台市内の幼・小・中・高等学校並びに教育庁各課及びその他の教育機関、上記以外の所属所	互助会事務局 (総 務 事 業 班)	

9 その他

- (1) 各種給付金については、別添「令和7年度 一般財団法人宮城県教職員互助会事業一覧」を参照してください。
- (2) 退職者及び転出者に対する在職期間中の給付金については、登録している「給付金振込口座」に送金しますので、退職後1年位は解約等しないようお願いいたします。
- (3) 問合せ等については、教育事務所を経由せずに、直接互助会事務局（総務事業班）まで連絡してください。

担当：一般財団法人宮城県教職員互助会
総務事業班
(宮城県教育庁福利課内)
住所：〒980-8423
宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
電話：022-211-3678
FAX：022-211-3692
E-mail:hukurg-1@pref.miyagi.lg.jp

令和7年度 一般財団法人宮城県教職員互助会 事業一覧

1 目的

宮城県教職員互助会は、会員に対する福利厚生事業を実施することにより、宮城県教職員等の教養を高めるとともに福祉の増進と生活の安定を図り、もって本県の教育文化の向上発展に寄与することを目的として下記の事業を行っています。

2 会員資格

会員になることができる方は、公立学校共済組合宮城支部の組合員及び理事長が指定した団体の役職員等です。ただし、宮城県職員互助会の会員、非常勤職員又は短時間勤務の職員、臨時的任用職員又は会計年度任用職員で任用期間が6月未満の者は加入できません。

3 掛金及び団体保険の取扱い

掛金は、毎月給料月額（給料の調整額及び教職調整額を含む）の8/1000を納入していただきます。団体保険に加入しますと保険料が割引されます。加入を希望する方は、福利課ホームページで「取扱い保険会社」を確認し、契約者本人が保険会社に団体保険取扱いの手続きを行ってください。

4 給付の時効

給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から3年間です。期間を過ぎると時効となります。

5 その他

給付事業等の詳細や請求手続等については、福利課ホームページを参照してください。

福利課ホームページ (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hukuri/>)

6 事業一覧

(令和7年4月1日現在)

区分	給付の種類等	給付条件等	給付額及び支給基準等
短期給付	医療補給金 家族医療補給金	会員及び会員の被扶養者が疾病のため療養を受けたとき。	自己負担額から共済組合法又は健康保険法の規定による給付額及び6,000円を控除した額（100円未満の端数切捨て）
	療養補給金	会員が病気又は負傷し、療養のため休職したとき。	休職期間のうち、県などから給与等を受けない期間（共済組合法又は健康保険法による傷病手当金、同附加金の支給期間を経過した後の期間） 1ヶ月につき 100,000円
	出産祝金	会員及び会員の配偶者が出産したとき。	出産児1人につき 30,000円
	介護休暇補給金	会員が職員の勤務時間、休暇等に関する条例又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等により、介護休暇又は介護時間を認められたとき。	介護休暇1日につき掛金の基礎となった給料日額に67/100を乗じた額（共済組合等の介護休業手当金又は雇用保険法の介護休業給付を控除した額）
	災害見舞金	会員が風水震災火災その他の非常災害により、その住居若しくは家財に損害を受けたとき、又は通勤等に用いる自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む）が損害を受け廃車したとき。	(1) 1級 600,000円 (2) 2級 400,000円 (3) 3級 200,000円 (4) 4級 100,000円 (5) 会員の通勤等に用いる自動車に損害を受け廃車したとき 50,000円
	障害見舞金	会員が病気にかかり又は負傷し、その傷病の結果退職したとき。	(1) 1級 300,000円 (2) 2級 200,000円 (3) 3級 100,000円 (4) 障害一時金程度 50,000円
事業	死亡弔慰金	会員、配偶者及びその被扶養者又は実父母、実子が死亡したとき。ただし、同居している姻族の父母を含む。	会員 (1) 会員期間10年以上 500,000円 (2) 会員期間10年未満 300,000円 (3) 会員期間3年未満（臨時的任用職員及び会計年度任用職員に限る。） 100,000円 配偶者 100,000円 子 50,000円 その他の者 10,000円
	遺児育英資金 給付金	会員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く）が死亡し、幼稚園等及び満18歳（一定要件に該当の場合は満20歳）以下の児童、生徒等がいるとき。 ※ 年1回7月給付	(1) 幼稚園等 月額 11,000円 (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在籍する者 月額 12,000円 (3) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍する者 月額 14,000円 (4) 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は専修学校等に在籍する者 月額 16,000円 (5) 一時金（遺児が義務教育終了後1年以内に就職した場合、一時金の給付を受けた者は、就職後の在学期間に対する育英資金は給付しない） 120,000円

(令和7年4月1日現在)

区分	給付の種類等	給 付 条 件 等	給 付 額 及 び 支 給 基 準 等
厚生 生 給 付 事 業	結 婚 祝 金	会員が結婚したとき。	50,000円
	入 学 祝 金	会員の子が小学校、中学校、高等学校等に入学したとき。	10,000円（高等学校等の入学は1回限り。）
	銀 婚 祝 金	会員が結婚後25年に達したとき。（会員が退職又は退会時に満58歳以上で20年以上25年未満の場合は、銀婚に達したものとみなす）	20,000円
	慰 労 給 付 金	会員の配偶者の死亡等で再婚することなく、結婚後25年に達したとき。（会員が退職又は退会時に満58歳以上で20年以上25年未満の場合は、25年に達したものとみなす）	20,000円
	リフレッシュ給付金	会員が30歳、40歳、50歳及び60歳に達したとき。	30,000円（自動給付）
	単身会員特別給付金	会員が結婚することなく満50歳に達したとき、又は満40歳以上で退職（死亡退職を含む。）若しくは退会（転出）したとき（この給付金を支給後に結婚した場合には、結婚祝金を支給しない）。	会員期間1年につき 8,000円 会員になった日から満50歳に達した日までとする（50歳未満で退職又は退会した場合は、会員となった日から退職又は退会した日までとする）。
	退 会 餞 別 金	会員が退職（死亡退職を含む。）したとき（退職した日の翌日から引き続き共済組合の組合員等となり、会員として継続する場合を除く。）。又は他の共済組合の組合員となったとき（継続会員は除く。）。	在会期間3年以上10年未満 30,000円 在会期間10年以上 50,000円 （在会期間は平成23年4月1日以降の期間とし、当該期間に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる）
文化 事業	無給付者給付金	会員が事業年度を単位として、2年間短期給付、厚生給付及びその他の給付等を受けなかったとき。ただし、事業年度を単位として2年間在会している者に限る。	3,000円（自動給付）
	図 書 引 換 券 の 配 布	図書引換券を配布（県内のみ通用）	図書引換券 6,000円
福 祉 事 業	リフレッシュ実施利用助成	指定の保養施設、文化・スポーツ・レジャー施設等を利用したときに利用料金の一部を助成	リフレッシュ実施利用券 6,000円
	人間ドック助成	会員が公立学校共済組合宮城支部が実施する人間ドックを受診したとき又は指定団体の会員、継続会員及び教職員互助会事務局の職員である会員が人間ドックを受診したとき。ただし、前年度受診分の受給者は除く。	会員が医療機関に支払った自己負担額から次の額を限度に助成し、限度額未満の場合は、その額とする（一会計年度1回限り）。 (1) 1日コース 限度額 5,000円 (2) 宿泊コース 限度額 8,000円 〔公立学校共済組合宮城支部の組合員である会員が受診した場合は自動給付とし、それ以外の会員が受診した場合は請求払いとする。〕
	脳 検 診 助 成	会員が公立学校共済組合宮城支部が実施する脳検診を受診したとき又は指定団体の会員、継続会員及び教職員互助会事務局の職員である会員が脳検診を受診したとき。ただし、前年度受診分の受給者は除く。	会員が医療機関に支払った自己負担額から次の額を限度に助成し、限度額未満の場合は、その額とする（一会計年度1回限り）。 限度額 2,000円
	インフルエンザ等予防接種助成	会員が医療機関等で、予防接種法に定めるインフルエンザ等の予防接種を受けたとき。	会員が医療機関に支払った自己負担額から次の額を限度に助成し、限度額未満の場合は、その額とする（一会計年度1回限り）。 限度額 2,000円
公益 事業	教育文化事業	教育文化に関する事業を実施	宮城県図書館等へ図書を寄贈 総額200万円（公益目的支出計画の継続事業）
団 体 保 険 事 業	生 命 保 険 及 び 損 害 保 険 の 団 体 扱 い	生命保険及び損害保険の団体扱い契約を締結している保険会社の保険に加入したとき、保険料が割引になる。	団体扱いしている生命保険及び損害保険等19社
	医 療 保 障 保 険	会員、配偶者及びその子供を対象にした1年更新の医療保障保険で、入院した場合に入院給付金が給付される。	剰余金が生じた場合は配当金を給付 保険期間8月1日～7月31日 （5月募集予定）